


<p>国名</p>	<p>アイルランド</p>
<p>公的年金の体系</p> <p>保険料財源</p> <p>税財源</p> <p>企業・個人年金</p>	 <p>The diagram illustrates the structure of Ireland's public pension system. It is divided into three main categories: 1. National Pension (No contribution-based), represented by a black box. 2. National Pension (Contribution-based and linked), represented by a white box. 3. Corporate Pension, represented by a grey box. The boxes are arranged to show their relative positions and contributions within the overall system.</p>
<p>被保険者</p> <p>(◎強制△任意×非加入)</p>	<p>[拠出制年金, つなぎ年金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・16歳から65歳までの被用者は、強制加入 (◎) つなぎ年金は遅くとも55歳前までに、老齢拠出年金は遅くとも56歳前までに加入していなければならない。</li> <li>・パートタイムの労働者で週€38未満の収入の者、家内労働者、公務員年金に加入している常勤の公務員は適用除外。</li> <li>・自営業者については、年間収入が€3,174以上の場合、加入義務が生じる。</li> <li>・無職者等は任意加入ができる。</li> </ul>
<p>保険料率</p>	<p>被用者：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週給が€352以下の場合、免除となる。</li> <li>・週給€352を超えると、€126分までは保険料がかからず、それを超えると上限€75,036まで4%の保険料率がかかる。€75,036の収入を超える分には保険料がかからない。</li> <li>・保険料は、年金を含め、退職、遺族、障害、失業傷病・出産、医療、労働災害、失業、養子給付等、すべての社会保障給付をカバーする。</li> </ul> <p>自営業者：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年所得€26,000以下の場合保険料率が3%。年所得€26,000を超えると超過分の収入に対して5%の保険料率に。2%の上昇分は医療のための負担。</li> <li>・上記保険料は、出産手当、医療、養子給付などを含めた保険料率である。</li> </ul> <p>事業主：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週給€356以下の被用者に対し、総賃金の8.5%、週給€356を超える被用者に対し、総賃金の10.75%の事業主負担がある。</li> <li>・事業主負担がかかる賃金の上限はない。</li> <li>・上記保険料は、傷病・出産、医療、労働災害、失業、養子給付を含めたものである。</li> </ul>
<p>支給開始年齢</p>	<p>65歳から66歳までつなぎ年金、66歳以上は国民年金・拠出制が支給される。</p>
<p>基本給付額</p> <p>(2009年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得代替率は27%</li> <li>・老齢拠出年金および退職年金の満額は、ともに年間平均就労期間が48週以上の場合に週€230.30。</li> <li>・65歳以下の被扶養者がいる場合は最大€153.50、66歳以上の被扶養者がいる場合は最大€206.30の加算がつく。18歳未満の子がいる場合に€26、あるいは€13の加算がつく。</li> </ul>
<p>給付の構造</p>	<p><b>【つなぎ年金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定額給付。最低加入要件は260週の保険料拠出（各年平均で24週以上の保険料拠出あるいは免除期間）があること。満額受給のためには、就労期間を通じて1年あたり平均48週の保険料拠出期間または免除期間（credited contributions）が必要。この加入期間に満たないと、それに応じて給付額が減少。</li> <li>・退職している必要がある。賃金収入週€38未満、事業収入年€3,174未満までは認められる。</li> </ul> <p><b>【拠出制年金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定額給付。最低加入要件は260週の保険料拠出（各年平均で10週以上の保険料拠出</li> </ul>

	<p>あるいは免除期間)があること。満額受給のためには、260週の保険料拠出(各年平均で48週以上の保険料拠出あるいは免除期間)が必要。加入期間によって4段階の金額となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職している必要はない。</li> </ul> <p><b>【加算】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者および18歳未満の子どもに対して加算がつく。</li> </ul>
所得再分配	被用者の支払う保険料は報酬比例なのに対して、拠出制年金は定額給付となっている点で所得再分配が行われている。
公的年金の財政方式	つなぎ年金、拠出年金ともに賦課方式
国庫負担	会計上の不足分及び資力調査付き給付の全額を国庫負担
年金制度における最低保障	拠出期間の平均が年10-14週の場合におけるの給付額週€115.20が最低額である。
無年金者への措置	66歳以上で老齢拠出年金を受給していない者に資力調査付きの無拠出制年金がある。
公的年金と私的年金	私的年金の保険料や給付に関する税制上の優遇措置、私的年金への政府による規制がある。
国民に対する個人年金情報の提供	年金局ホームページ上での年金計算サービス、啓発キャンペーン等を実施。年金や投資学習を教育制度に正式に組み込むことを進めている。

## アイルランドの年金制度

四方理人（年金シニアプラン総合研究機構研究員）

### 1. 制度の特色

アイルランドの公的年金制度は、国民年金にあたる一階部分のみで、二階建て部分をもたないことが大きな特色である。二階建て部分にあたる企業年金の設立は任意だが、2003年以降、それをもたない企業は労働者が企業年金か退職金のための個人口座（Personal Retirement Savings Account, PRSA）へ加入できるようにしなければならなくなった。

国民年金は、66歳から支給される拠出制年金（State Pension (Contributory)）、65歳から66歳までの拠出制のつなぎ年金（State Pension (Transition)）、及び、それらが受給できない者への無拠出制の年金（State Pension (Non-Contributory)）の3種に大別される。保険料は賃金や事業収入に対して一定の料率をかけて拠出する。給付を得るためには5年間の最低加入期間の要件はあるが（260週；5年）、給付は定額で、拠出制年金については保険料の納付実績に基づいて4段階の額が設定されている。

保険料拠出実績に基づく年金額の算定方法が日本の国民年金とは大きく異なっており、被保険者期間1年ごとの保険料拠出実績の平均によって年金額が決定される。そのため、長期間加入することよりも1年のうち空白期間がないことがより重要になる。たとえば、仕事を中断して育児などケアに従事したり、失業、傷病のために賃金を得ていない場合が問題となる。こうした期間が不利にならないような制度上の取り扱いをめぐる議論については後述する。なお、公的年金の総費用は€3,279で社会保障給付費の24.1%を占めている（2006年）。

### 2. 沿革

アイルランドの公的年金制度は、1908年に創設された老齢年金（Old Age Pension、現在の無拠出制の国民年金に該当）が最初であり、資力調査付きのものであった。つづいて、1935年に寡婦年金と遺児年金がつけられた。また、それまで個別の制度であ

った年金、医療、失業保険は、包括した社会保障制度としてまとめられ、現在もその体系を維持している。

公的年金制度の中核である拠出制の老齢拠出年金（Old Age Contributory Pension）が、1961年に導入された。受給開始年齢は当初70歳以上に限定されていたが、徐々に短縮され現在では66歳となっている。1970年には、退職年金（Retirement Pension、現在のつなぎ年金に該当）が創設され、退職から老齢年金支給開始まで（65歳から70歳まで）の期間に限定した所得保障として位置づけられた。なお、1979年に保険料の徴収方法が定額負担から報酬比例に改められた。

1988年に自営業者が強制加入となり、1991年にパートタイム労働者も適用対象となることで、公的年金のカバレッジが拡大した。1995年以降、新規加入の公務員も拠出制の国民年金に加入することになり、職業年金部分も統合されることになった。

1994年にはホームメーカー制度（Homemaker's Scheme）が導入され、12歳未満の子の育児、子どもや成人の介助、看護、介護を行うために一時的に雇用労働から退出した期間のある被保険者の年金が不利にならないための措置がとられた。

### 3. 制度体系の概要

アイルランドの公的年金は2種類の拠出制年金と無拠出制年金から構成されている。

16歳から65歳までの被用者は強制加入だが、パートタイム労働者で週給€38未満の者、家内労働者及び公務員年金（1995年4月6日以降新規加入は停止）に加入している常勤の公務員は適用除外となる。自営業者については、年間収入が€3,174以上の場合に加入義務が生じる。無職者等は任意加入ができる。

国民年金・拠出制の支給は66歳からであり、退職時（65歳）から66歳までは拠出制のつなぎ年金が受給可能である。両年金の受給要件は、まず、遅くとも支給開始年齢の10年前（つなぎ年金55歳前、国民年金・拠出制56歳前）までの加入実績がなければならない。最低加入要件は260週の保険料拠出、かつ、各年平均で24週（つなぎ年金）、10週（国民年金・拠出制）の保険料拠出あるいは免除期間があることが条件となる。ただし、260週の要件は2012年に520

週に引き上げられることが決定している。満額受給のためには、就労期間を通じて各年平均で48週以上の保険料拠出あるいは免除期間が必要である。この加入期間に満たないと、それに応じて給付額が減少する。

66歳以上で拠出制国民年金を受給していない者は、資力調査付きの無拠出制年金を受給できる。80歳未満の場合最大週€219、80歳以上の場合で最大€229受給できる。あわせて、公共交通機関の無料利用（66歳以上）、電気代、冬期の燃料、電話レンタル、テレビライセンス（70歳以上）の給付を受けることができる。

各制度には、被扶養配偶者や子どもがいる場合に年金額に一定の加算がつく。拠出制年金の場合、66歳未満の被扶養配偶者（週所得€310未満）がいる場合は最大€153.50、66歳以上の場合最大€206.30の加算がつく。加算額は本人の保険料拠出期間に応じて減額される。

18歳未満（全日制の教育を受けている場合は22歳の年度末まで）の子がいる場合に加算がつく。被扶養配偶者がいる場合、あるいは、ひとり親の場合は全額加算（€36）、配偶者が€310以上€400以下の所得がある場合、あるいは、本人や配偶者が各種社会保障給付を受給している場合は半額加算（€13）がつく。

無拠出制年金の場合、66歳未満の被扶養配偶者がいる場合最大€144.7、子どもがいる場合最大€26の加算がある。

なお、被扶養配偶者への加算については、2007年から被扶養配偶者本人に直接支払われることとなっている。

ところで、企業年金については強制加入ではないものの、高齢化によって今後も社会保障給付が増大するなかで、補足的年金の育成、促進が期待されている。現在、30歳以上の労働力人口の61.8%が何らかの企業年金や個人年金等補足的年金制度に加入しており、2013年までには70%に達すると推計されている（QNHS, Quarter 4, 2005）。近年の企業年金の特徴として、かつては確定給付型が主流だったが、現在では新規加入者に関しては確定拠出型が増加している。1999年には、確定拠出型企業年金の加入者は14万5千人、確定給付型は42万5千人（そのうち

半数は公務員）であったのが、2005年にはそれぞれ23万5千人、50万人（そのうち半数は公務員）となっており、運用の責任が企業から労働者へ移行する傾向にある（緑書、1章）。また、補足的年金を促進するために、保険料控除等、各種税制上の配慮がなされており、同時に政府による規制も行われている。

#### 4. 給付算定方式、スライド方式

年金額は、毎年、財政、経済状況を考慮して改定されている。法定のスライド改定はなく、近年では、物価上昇、賃金上昇を上回る額となっている。また、年金額は貧困線を上回るように設定しているようにみえるが、改定にあたって常に貧困線を考慮しているわけではない。「国民年金政策構想（National Pensions Policy Initiative, NPPI）」の1998年の報告書では、平均賃金（Gross Average Industrial Earnings, GAIE）の34%を適切な水準と提言したが、2006年段階ですでに約35%水準に達している。

給付水準をめぐっては、企業年金等とあわせてGAIEの50%水準、あるいは公的年金のみで40%あるいは50%水準に引き上げるべき等の議論がある。また、資力調査付きの給付や拠出に基づく給付ではなく、居住歴や市民権に依拠した普遍的年金を支給すべきという見解もある（緑書、6, 8章）。

#### 5. 負担、財源

拠出制年金の財源は、事業主、被用者・自営業者の保険料であるが、会計上の不足分についてのみ国庫補助がある。保険料は社会保険基金（Social Insurance Fund）に集められる。無拠出年金は、全額公費でまかなわれている。

被用者の保険料は、週給€352以下の場合免除、それを超えると上限€75,036まで4%の保険料率がかかる（はじめの€126までは控除）。€75,036を超えた分については、保険料がかからない。また、週当たり€500を超えると医療目的の保険料が別途2%かかる（収入の上限なし）。

自営業者は、年所得€26,000以下の場合3%の保険料率となる。年所得€26,000を超えると超えた部分の収入に対して5%の保険料率となる。2%の上昇分は、医療のための負担である。

事業主負担は、週給€356以下の被用者に対し総賃金の8.5%、週給€356を超える被用者に対し総賃金の10.75%である。なお、これらの保険料は、遺族給付や傷病給付等すべての社会保障給付をカバーするものである。

## 6. 財政方式、積立金の管理運用

賦課方式で運営されているが、将来の人口高齢化を見越した積立金の積極的な運用が進められている。2001年にNational Pensions Reserve Fund(NPRF)が設立され、毎年GNPの1%規模での積み増しと運用が行われている。積立金は賦課方式の年金の補助として2025年から2055年にかけて引き出されることが決められている。積立金は、2008年の世界的な金融危機によりマイナス30.4%の損失が生じている。その結果、2001年からの収益率は2007年までは年平均6.1%であったが、2008年まででは0.5%にまで落ち込んでいる(NPRF, 2009)。

## 7. 制度の企画、運営体制

公的年金は、社会福祉・家族省(Department of Social and Family Affairs)により、企画・運営されている。年金局(Pension Bord)は、企業年金の監督機関であり、社会福祉・家族省への助言も行う。議長と16人の委員(関係省庁、労働組合、労働者、使用者、消費者、年金受給者、年金産業の代表、有識者)で構成される。

## 8. 最近の論議や検討の動向、課題

2007年の緑書によると、高齢化の進展によりアイルランドでの受給者一人当たりの被保険者数は、2006年の5.6人から、2061年には1.8人に減少すると見込まれている。公的年金の費用は、2007年現在対GDP比5%から、2050年には13%に上昇すると予測されている。

このような状況下、アイルランドでは企業年金、個人年金と公的年金の関係についての議論が活発である。緑書では企業年金や個人年金について詳細な分析が行われている。今後の年金の在り方として、企業年金や個人年金・公的年金は最低保障水準の年金を提供し、それ以上は個人が任意の補足的年金に加入すべきという主張や、補足的年金に強制加入すべきという議論もある(緑書, 7章)。

また、公的年金部分については、拠出期間をどのように年金額で評価するかという点が議論されている。たとえば、1994年に導入されたホームメーカー制度では、子や成人に対するケアに従事した期間を年金加入要件、年金額を決定する際に除外(disregard)することになっている。拠出制年金の受給資格を得るための最低加入要件は、総拠出期間だけでなく、各年平均の拠出期間が一定以上であることが必要であり、また、年金額の決定の際にも各年平均の拠出期間の多寡が影響する。この新制度のもと、ホームメーカーとして登録することで、ケアに従事した期間は除外して1年間の平均を求めることになる。これにより、1年の間にケアの期間が入るとその年の拠出期間が短くなってしまいう問題が解消されるようになった。しかしながら、この制度に対しては、制度導入前のケア期間は考慮されないことへの批判、期間の除外ではなく、拠出したものとみなすクレジット制度に換えるべきとの主張がある。

### 〈参考文献〉

社会福祉・家族省(Department of Social and Family Affairs), 2007, 『緑書(Green Paper on Pensions)』  
NPRF(National Pensions Reserve Fund Commission), 2009, *Annual Report and Financial Statements 2008*

### 〈統計資料〉

Central Statistics Office Ireland, *QNHS(Quarterly National Household Survey)*